

まち・ひと・しごと創生会議の開催について

（平成 26 年 9 月 3 日
まち・ひと・しごと創生本部長決定）

1. まち・ひと・しごと創生本部の下、人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関する重要事項を調査審議するため、まち・ひと・しごと創生会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣

副 議 長 地方創生担当大臣、内閣官房長官

構 成 員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。